

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府八尾市老原 8-9 9	氏名	ハート封筒株式会社 代表取締役 田中 友二
特定事業者の主たる業種		14パルプ・紙・紙加工品製造業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 3 条第 1 号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 3 条第 2 号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 3 条第 3 号イ又はロに該当する者	
事業の概要		各種事務用封筒及び名刺、はがき、カードなど紙製品の製造		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日～	2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		4,620 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		5,276 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		4,670 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		5,330 t-CO ₂	
選択		目標削減率 (排出量ベース)	%
	レ	目標削減率 (原単位ベース)	3.0 %
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %

目標削減率に関する考え方

今後、設備の新設及び更新時に省電力の物を検討する。
工場内の照明を蛍光灯から、LEDに順次切替を行う。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%
-------------	-------------------	-----------	---

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	(出荷数)
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>毎月の安全衛生委員会の中で工場長をはじめ各所属長に電気ガスの使用量報告し、省エネ促しております。</p>

対 策 計 画 書

届出者		大阪府堺市西区築港新町3丁1-23		氏名		株式会社ハイドロエッジ 代表取締役社長 美澤 秀敏	
特定事業者の主たる業種				16化学工業			
該当する特定事業者の要件				レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者		
					大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者		
					大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者		
事業の概要				液化水素、圧縮水素、液化窒素、液化酸素、液化アルゴンの製造及び販売。液化炭酸ガスの製造。			

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間									
2019 年		4 月	1 日	～	2022 年		3 月	31 日	(3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量				85,509 t-CO ₂					
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)				89,901 t-CO ₂					
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)				83,000 t-CO ₂					
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量 (平準化補正後))				87,203 t-CO ₂					
				選択	目標削減率 (排出量ベース)		%		
				レ	目標削減率 (原単位ベース)		3.0 %		
				目標削減率 (平準化補正ベース)		3.0 %			

目標削減率に関する考え方

排出量は製造量に影響することから、総CO₂原単位で3年で3%削減を目指す。そのため、
 ①トラブルによる起動損失は大きく原単位を悪くするため、プラントの安定操業に努める。
 ②運用面では、CO₂を出さないエネルギーであるLNG冷熱の供給時間減少が続くものの、LNG冷熱の最大利用を図る。また、運転台数や起動停止ポイントの見直し等、各機器の効率的な運用を図る。
 ③更なるCO₂削減案として、2019年度下期よりボイラーからの余剰蒸気を近隣企業へ売却を行う。

なお、非エネルギー起源のCO₂としては、当社運開以降のメタン改質により発生するCO₂、平成26年10月以降液化炭酸ガス製造に伴い排出するCO₂がある。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%
-------------	-------------------	-----------	---

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (ガス製造量、但しASU換算とする。)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

ガスの種類により製造する時のエネルギー原単位が異なるため、過去の実績から係数を算出し、ASU換算して統一し、工場全体の生産量とする。なお、これまで創業当初の原単位換算で各設備換算係数を計算していたが、近年の設備稼働状況を鑑みて直近5年間のデータから換算係数を計算するようになった。

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

毎月の当該工場でのCO₂発生量、CO₂原単位を全員に周知し、その変化を見て、如何に安定操業が温暖化防止に寄与しているかを認識共有するとともに、定期的に温暖化防止に関する研修会を開催する等により、社員全員の意識高揚に努め、温暖化防止の推進体制を継続していく。

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府羽曳野市誉田4-1-1	氏名	羽曳野市 代表者 市長 北川 嗣雄
特定事業者の主たる業種		98地方公務		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		本市地域内の①教育施設、福祉施設等各種施設の設置管理、②道路、公園、上下水道等の生活環境の整備、③廃棄物処理等のサービス提供など、地方自治法に基づいて、住民の日常生活に直接関係する事務及び事業を包括的に処理する。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量			8,620 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)			9,563 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)			8,362 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))			9,280 t-CO ₂
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.0 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %
目標削減率に関する考え方			
本計画書では、目標年度である2021年度において温室効果ガス総排出量を3%削減することを目標として、削減に努めます。			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 ()
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>効率的な設備の運転及び施設メンテナンスの実施を行うとともに、現在本市で取り組んでいる「エコオフィス運動」を引き続き実施し、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に努めます。</p> <p>また、平成23年度から毎年、夏季及び冬季において「羽曳野市庁舎等節電実行計画」を定め、節電に取り組み、特に13時から16時においては重点的な節電を心がけ、電気需要の平準化に努めています。</p>

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪市中央区本町橋 2-46	氏名	株式会社 P A L T A C 代表取締役 糟谷 誠一
特定事業者の主たる業種		55 その他の卸売業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		化粧品・日用雑貨の卸売業を行っており、全国に本社と9支社を配置 うち、大坂府内では本社に加えて1支社（3物流拠点）がある		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量			5,901 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)			6,800 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)			5,650 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))			6,510 t-CO ₂
選択		目標削減率 (排出量ベース)	%
	レ	目標削減率 (原単位ベース)	5.8 %
		目標削減率 (平準化補正ベース)	5.8 %
目標削減率に関する考え方			
<p>当社は卸売業を中心に事業活動を行っていることから、本計画書では、出荷数量と建物延床面積を母数に排出原単位を設定し、目標年度である2021年度において、温暖化ガス効果を5.8% (原単位ベース) 削減する目標を掲げるとともに、総排出量についても削減に努めていきます</p>			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (大坂府内倉庫出荷個数×延床面積)
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>社長の命により「省エネ対策委員会」を平成22年10月に立ち上げました。主たるミッションは、当社のCSR活動として、省エネルギーの推進とCO2排出量の削減に関して中長期の基本計画の作成とそのローリングプランとしての年度計画の作成、および社内基準の作成、実行、年間実績のチェックおよび改善施策です。</p>
--

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府豊中市 岡上の町2丁目2番3号	氏名	株式会社 阪急オアシス 代表取締役社長 並松 誠
特定事業者の主たる業種		56各種商品小売業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		スーパーマーケットの運営。大阪府下において今年度49カ所（店舗47店と研修センター、本社）の実績。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		21,202 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		24,757 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		19,900 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		23,300 t-CO ₂	
	選択	目標削減率 (排出量ベース)	%
	レ	目標削減率 (原単位ベース)	3.3 %
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %
目標削減率に関する考え方			
大阪府の指導削減率などを基にして省エネに取り組んでいきます。			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	(年間営業時間と延床面積を掛け合わせたもの)
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「開電」電気使用量のお知らせなどを駆使して各店別月別の省エネ指導を実施。 ・各店においても「省エネチェック表」に基づいて毎日電気使用量等をチェック。 ・本部社員の各店巡回による省エネチェックの実施。 	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>施設管理課が省エネ指導、機器の新規導入、及びその検証を行い、各店別の予算 (削減使用量) 達成及び管理体制が出来ている。</p> <p>店長会議にて電気使用量の前年比 (削減率) など基に指導、また、本部社員の省エネ (フィルター清掃) 巡回を実施し現場指導の強化を図っている。</p>
--

対 策 計 画 書

届出者	住所	神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号	氏名	阪神水道企業団 企業長 谷本 光司
特定事業者の主たる業種		36水道業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		琵琶湖から流れる淀川を原水とし、2カ所の取水場より取水し、2カ所の浄水場で処理を行い、構成市5市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市)に水道用水を供給している。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		14,353 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		15,893 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		13,320 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		14,840 t-CO ₂	
選択		目標削減率 (排出量ベース)	%
	レ	目標削減率 (原単位ベース)	3.0 %
		目標削減率 (平準化補正ベース)	2.4 %

目標削減率に関する考え方

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ導水量を分母とし、原単位ベースで算出した。

高効率機器への更新を推進し効率的なポンプ運用を行い、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (導水量)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

企業団内のエネルギー管理統括者及びエネルギー管理員で組織した体制により、推進している。
エネルギー管理と水運用を同じ部署で一体的に管理することにより省エネを推進していく。

対 策 計 画 書

届出者	住所	東京都港区芝浦3-1-35	氏名	株式会社バンダイナムコアミューズメント 代表取締役 萩原 仁
特定事業者の主たる業種		80娯楽業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		アミューズメント機器の企画・生産・販売 アミューズメント施設やVR・IPを活用した施設の企画・運営などリアルエンターテインメント事業		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		2,577 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		2,990 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		2,500 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		2,900 t-CO ₂	
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.0 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %
目標削減率に関する考え方			
<p>事業の特性上、店舗の増減はあるにせよこれまでの施策や弊社グループのCSR活動の趣旨に則り、既存店ベースで年間1%以上の温室効果ガス削減目標を掲げて取り組んでまいります。</p>			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 ()
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>弊社のCO₂削減活動は、平成20年に、CSR (環境) プロジェクトを立ち上げ、全270拠点 (直営アミューズメント施設230店舗含む) の使用エネルギー消費量の調査と環境データ収集から開始した。現在は、バンダイナムコグループにおける主幹会社として、各社代表取締役から構成されるグループCSR委員会と、実務担当者から構成されるグループCSR部会に参加し、省エネ施策等を含む環境活動及び社会貢献活動の遂行と進捗管理を行っている。</p>

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府阪南市尾崎町35-1	氏名	阪南市 市長 水野 謙二
特定事業者の主たる業種		98地方公務		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		<p>本市（人口54,075人、面積36.17km² 2019年7月末日現在）地域内の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小中学校、図書館、公民館、市民病院、福祉移設等の各種施設の設置管理 ・道路、公園等の生活環境の整備 ・一般廃棄物処理等のサービス提供 <p>など、地方自治法に基づいて、市民の日常生活に直接関係する事務などを包括的に処理する。</p>		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		4,617 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		5,372 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		4,479 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		5,211 t-CO ₂	
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.0 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %
目標削減率に関する考え方			
<p>平成28年度に策定した第四次阪南市地球温暖化対策実行計画に基づき、積極的に施策等を推進することで温室効果ガスの排出量削減に努める。また、LED照明や省エネ診断の導入等、初期費用が必要な施策について、財政部局と調整を図りながら検討する。また、日常の節電意識の向上やエコドライブ等、職員の温暖化防止意識の更なる向上によるソフト面での対策も推進する。</p>			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	()
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関しては、平成28年度に策定した第四次阪南市地球温暖化対策実行計画に基づき、積極的に施策を推進する。また、電気需要平準化のための対策としては、冷房28℃、暖房20℃設定の徹底や照明の適正な間引き、職員への省エネ意識高揚の推進、エレベータの職員使用禁止、自動ドアの一部停止など、昼間の電力使用を抑制するピークシフトにより推進する。</p>
--